

兵庫県職員（一般任期付）採用選考試験案内

1 募集職種、採用予定人員、申込受付先等

職種	職務内容	受験資格	申込受付先及び照会先
採用予定 教務（介護） 2名	兵庫県立総合衛生学院で行う介護福祉士養成業務	介護福祉士として5年以上の介護に関する実務経験を有する者	【申込受付先】 兵庫県福祉部高齢政策課 【メールアドレス】 koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp 【住所】 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館3F 高齢政策課 【電話番号】 TEL (078) 362-4401

注) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（7その他参照）に該当する者又は平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

2 受験手続、選考方法等

（1）受験手続

- ア 申込締切日時までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、上記申込受付先に「教務（介護）申込」の件名でメール送信、または上記住所あて簡易書留で郵送してください。
- イ メール申込の場合は、各自で申込締切日までに上記申込受付先あて、受付されていることを必ず電話でご確認ください。
- ウ 郵送の場合は封筒の表に「総合衛生学院教員試験申込書在中」と明記してください。

（2）申込締切日 令和8年1月16日（金）（15:00メール必着 郵送の場合は当日消印有効）

（3）受験手続き上の留意事項

- ア 受験票等の送付は行いませんので、試験当日の10:15までに直接会場にお越しください。
- イ 受験会場へは、写真付きの身分証明書（免許証、マイナンバーカード等）を持参ください。

（4）選考試験方法

①論文試験

一般的な課題（介護福祉分野）により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行います。（出題数：1題、90分）

②口述試験

責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性などについて、個別面接を行います。
(1人あたり20~25分程度)

3 試験日、試験会場等

（1）試験日 令和8年1月23日（金）10:30開始（受付10:00～）

（2）試験会場

兵庫県立ひょうご女性交流館 3階 301
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目18-1（県公社館東隣）
TEL (078) 221-8031

(3) 試験結果の発表

令和8年1月30日（金）15:00以降（予定）に兵庫県ホームページ（採用試験のページ「任期付職員、会計年度任用職員等採用選考」）に掲示します。

URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate3_686.html

4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（任用期間：1年）

※ただし、勤務成績により任用期間の更新があります（最長で令和13年3月31日まで）。

5 給与

給料月額は、年齢、学歴、資格取得時期、経験に応じて加減される場合があるほか、給与改定によって変わることがあります。

[2026(令和8)年4月1日現在の年齢が30歳の高卒者で、経験年数12年、副主任級で採用の場合]

279,407円（給料月額255,400円、地域手当24,007円）

※ 本県給料表の行政職1～3級（200,749～388,041円）が適用されます。※地域手当含む。

※ 地域手当の額は、勤務地域により異なります。（上記は神戸市内勤務の場合で計算）

※ 通常の場合、年1回（1月1日）昇給します。（昇給停止年齢制度あり）

※ 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などそれぞれの規定によって支給されます。

6 勤務条件

(1) 勤務日数：週5日

(2) 勤務時間：1日7時間45分勤務

（原則8時45分～17時30分（休憩12時～13時）、その他の勤務時間帯あり）

(3) 休日：土曜日・日曜日

年次有給休暇：1年（暦年）につき20日（採用年は採用時期により調整あり）

その他特別休暇等あり

(4) その他：身分は一般職の地方公務員（常勤・任期付）となり、地方公務員法の適用を受け、地方公務員としての守秘義務、職務専念義務等があります。

任期中は、地方公務員法第38条に基づき、営利企業等への従事制限があります。

必要に応じて在宅勤務制度の利用が可能です

7 その他

(1) 試験当日は、鉛筆、消しゴム、黒ボールペン、時計（計時機能だけのものに限る）、昼食を各自必ず持参してください。

(2) 試験時間中、携帯電話等の通信機器の使用は禁止します。

(3) 試験会場への自動車、単車の乗り入れはできませんので、公共交通機関を利用して下さい。

(4) 地方公務員法第16条の欠格条項は次のとおりです。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者